#### 豊中市病児保育事業実施事業者公募募集要領

#### 1 目的

この事業は、保護者が就労している場合等において、こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・診療所、保育所等で一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援することが目的である。

この目的に照らし、今回の公募では、全国の病児保育施設で見ると新型コロナウイルス感染症の確定診断ができていない児童において、感染のリスクがほとんどないと医師が判断する場合は、抗原検査等を実施せずに受入可能とする施設があること等に鑑み、新型コロナウイルス感染症を含めた感染症に対する受入体制を備えた施設であることを求める。

# 2. 事業の名称および概要

(1) 事業名

豊中市病児保育事業実施事業 (病児対応型)

(2) 事業の内容

別紙「豊中市病児保育事業実施事業者 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 最優秀提案者の選定数

1事業者

(4) 事業開始時期

令和7年度中に事業開始

(5) 事業開始後における補助額(後述で試算表あり)

1事業者(定員4名で12ヶ月実施の場合)当たり補助額15,003,900円程度(消費税および地方消費税相当額を含む)

※後述の補助額の計算例を参考に、補助額の上限を超えないよう定員設定等を検討すること。

## 3 参加資格

公募に参加できる者は、当該事業を的確に遂行する能力を有するほか、次の(1)~(5)を すべて満たしていることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続き開始の決定後、豊中市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (5) 直近2年間の公租公課を滞納していないこと。

# 4. スケジュール

内 容	日時
公募開始	令和7年(2025年)4月22日(火)
質問書の提出期限	令和7年(2024年)5月12日(月)
質問書に対する回答予定日	令和7年(2025年)5月16日(金)
参加表明書・企画提案書等の提出期限	令和7年(2025年)5月20日(火)
面接審查	令和7年(2025年)5月26日(月)~5月30日(金)
審査結果の通知	令和7年(2025年)6月上旬
覚書の締結	令和7年(2025年)7月中

# 5. 質問および回答

# (1) 質問の内容

本公募に関する質問は、参加表明書、企画提案書等の作成および提出に関する事項並びに事業実施に関する事項に限るものとし、評価および審査に関する質問並びに提案内容に係る質問は受けつけない。また、電話およびファクスでの質疑応答は行わない。

# (2) 質問および回答の方法

- ア 様式 質問票(様式第2号)を使用すること
- イ 提出先 本募集要領12に掲げる担当課
- ウ 提出方法 電子メールで提出することとし、複数回にならないようにまとめて提出すること。なお、メールの件名は、必ず「豊中市病児保育事業実施事業者公募に関する質問」とすること。
- 工 提出期限 令和7年(2025年)5月12日(月)17時(締切厳守)
- オ 回答方法 質問に対する回答は、令和7年(2025年)5月16日(金)中に豊中市ホームペ ージに掲載する予定

# 6. 参加表明書および企画提案書の提出

(1) 提出書類および提出方法

次に定める書類を提出すること。

- ア 提出期限 令和7年(2025年)5月20日(火)17時(締切厳守)
- イ 提出先 本要領12に掲げる担当課
- ウ 提出方法 持参または郵送(提出期限内に必着すること)

### (2) 提出書類

提出書類の必要部数は下記のとおりとする。正本および副本のそれぞれ必要数を準備すること(副本はコピー可)。様式を定めているものは、原則A4版(縦)で作成し、図面等は原則A3で作成すること。また番号 $1\sim7$ 番の番号でフラットファイルに綴じて提出すること。その際見出しとしてインデックス付きの見出し用紙を附すること。

番号	書類名	様式	必要部数	
1	参加表明書	様式第1号	正本1部	_
2	病児保育実施計画書	様式第3号	正本1部	副本7部
3	年間収支計算書	様式第4号	正本1部	副本7部
4	予定施設等の状況(写真)および施設 概要書(設計図書等)、平面図 ※平面図については、間取り等により 実施計画が分かる程度のものを要す るため、確認申請図書に準ずる図面ま では不要。	自由様式	正本1部	副本7部
5	法人概要および法人の令和 4 年度収 支決算書と令和 5 年度収支計算書(個 人事業者の場合は、法人概要に代わる 履歴書と令和 5 年度(令和 4 年分)課 税証明書	自由様式	正本1部	副本7部
6	事業開始までの工程表	自由様式	正本1部	副本7部
7	暴力団排除に係る誓約書(元請用と下 請用)	様式第5号	正本1部	_
8	「3 参加資格」の(5)について、 完納している証明書。 ・法人の場合、法人税、法人事業税、 法人市民税並びに消費税および地方 消費税に係る徴収金を完納している 証明書 ・個人事業者の場合、市民税、国民健 康保険料、所得税並びに消費税および 地方消費税に係る徴収金を完納して いる証明書	証明書の形式に則る	正本1部	

# (3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本公募への参加資格を失うものとする。なお、最優秀提案者が参加資格を失った場合には、次順位の者と手続きを行う。

- ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示 すること。
- エ 応募提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

# 7 選定方法

豊中市病児保育事業実施事業者選定委員会において、書類審査および面接審査を実施し、最 優秀提案者の選定を行うものとする。

- ・面接審査の日程については後日連絡するものとする。
- ・面接審査には経営の責任者は原則出席すること。(複数出席は可能とする。ただし、出席者は責任者を含め3名以内とする。)
- ・15分以内で下記の評価項目について面接審査を行い、その後質疑を15分程度行うものとする。詳細については日程とあわせて後日連絡するものとする。
- ・応募事業者が4事業者以上であった場合は、面接審査の実施前に書類選考を実施し、面接 審査への参加を3事業者以内に絞るものとする。
- ・各評価項目のうち1つでも配点の60%未満であった場合は、その提案は不採択とする。

# 8 評価項目

最優秀提案者の選定にあたっての評価項目および配点は次のとおりとする。

評 価 項 目	配点
(1) 基本事項	2 0
病児保育事業における保育についての考え方、保育事業の実績、定員の設	
定、事業開始までのスケジュール	
(2) 施設について	1 5
事業実施場所について、施設の構造・設備など	
(3) 病児に対する対応	1 0
医師(園の嘱託医やかかりつけ医等)との連携、乳幼児の体調の急変時の対応	
(4)保育内容	2 5
不測の感染症に対する受入体制の構築や感染症流行時の受入体制の構築など	
(5) 安全対策・食事・アレルギー対応について	1 0
事故防止対策、防犯・災害時対応、食事・アレルギーに対する考え方や災	
害時の避難方法などの安全対策について	
(6)職員配置・育成	1 0
職員の配置、研修など	
(7) その他事業内容全般について	1 0
ICT を活用した利用申し込みの導入や利用促進のための工夫など	
(8)見積金額	1 0
슴計	1 1 0

# 9 選定結果の通知

最優秀提案者の決定後、応募者全員に対して結果を通知する。なお、工事着工前に提案された事業を確実に実施できることを担保する目的で、覚書を交わすものとする。

# 10 参考資料

- (1) 豊中市病児保育事業の実施および補助金交付要綱
- (2) 子ども子育て支援交付金実施要綱のうち病児保育の本文
- (3) 子ども子育て支援交付金補助要綱のうち病児保育の本文
- (4) 子ども子育て支援交付金補助要綱のうち病児保育の新旧対照表

# 11 その他

- (1) 本案件の提案に係る一切の経費は、応募者の負担となる。
- (2)審査終了後において、募集要項の内容および審査結果に関して、異議を申し立てることはできない。
- (3) 審査は非公開とし、審査内容に対する質問や異議は受け付けない。

# 12 提出先および問合せ先

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 第二庁舎3階 豊中市こども未来部 こども事業課 事業所係

Tel 06-6858-2257

FAX 0.6 - 6.854 - 9.533

Email kodomo-jigyou@city.toyonaka.osaka.jp

別紙 補助額の試算(令和7年4月21日時点)

	区分	名称	補助基準額(円)
1	基本分	1か所当たりの年額	8, 808, 000
		うち、改善分 ( <u>実施していると想定)</u>	2, 538, 000
2	加算分	利用児童数に応じた加算(1か所当たりの年	2, 260, 000
		額)	
		年間の利用者数 180 人と想定し 150 人以上	
		200 人未満の区分に該当	
		送迎対応を行う看護師等雇上費 実施しな	0
		<u>v</u>	
		送迎経費 実施しない	0
		研修参加費用 職員5名が参加とする	80,000
		感染症対応加算 追加の職員等を要した場	500,000
		合 (実施機関3ヶ月で月10万円経費と換算)	
		当日キャンセル対応加算 25 回以上 50 回未	247, 900
		満の区分とする	
3	利用料等減免分加算	一律調整分 <u>180 人と想定</u>	540, 000
		生活保護法による生活保護世帯に属する年	20,000
		間延べ利用児童数 10人と想定	
		市民税非課税世帯に属する年間延べ利用児	10,000
		童数 <u>10 人と想定</u>	
例如	<b>F発生する補助金参考額</b>	合計	15, 003, 900

4 普及定着促進費 (開設準備	改修費等 改修に要する経費 15,000,000 円	10, 000, 000
経費)	と想定	
	礼金および賃借料 (開設前月分 <u>) 事業開始の</u>	500,000
	前月分賃料を 500,000 円と想定	
5 I C T 化推進事業費補助	予約・キャンセル等の管理のためのICT化	500, 000
金	を行うためのシステム導入等 導入に要す	
	<u>る経費が 1,000,000 円と想定</u>	
開設年度のみ発生する補助金	合計	11 000 000
参考額	` <del>`</del>	11, 000, 000